

政府保証第25回民間都市開発債券
発行要項

1. 債券の名称 政府保証第25回民間都市開発債券
2. 債券の総額 金70億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 1000万円
5. 利率 年0.493パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、令和23年3月25日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、毎年3月25日及び9月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額70億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担保 本債券の債権者は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）の定めるところにより、一般財団法人民間都市開発推進機構の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申込期日 令和3年3月16日
13. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第16号の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。
14. 払込期日 令和3年3月25日
15. 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行
16. 引受並びに募集の取扱者
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
SMBC日興証券株式会社
岡三証券株式会社
しんきん証券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
17. 発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行
18. 振替機関 株式会社証券保管振替機構